

令和5年川南町教育委員会第5回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年5月25日(木) 午前9時30分～午前10時15分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 坂本幹夫教育長、川添健一教育長職務代理者、
富山美津子委員、本多京子委員、椎木祐司委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 山本博課長、鈴木一成教育対策監、橋口実課長補佐
今井妙学校教育係長
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和5年川南町教育委員会第5回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより富山美津子委員を指名します。

○富山委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって、原案どおり承認することに決定しました。日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。5月の報告事項でございます。主なものを報告します。5月1日に臨時議会が行われました。9日に行われた学校経営ビジョン説明会に参加していただきありがとうございました。14日から16日にかけて、町村教育長全国大会に参加してきました。令和元年以来の参加で、とても有意義な会でした。高齢者教室の開講式が17日、18日、24日と本日は通山で行われています。19日は児湯地方教育長連絡協議会があり参加してきました。今年度は、教育委員会連絡協議会総会が木城町で行われるようですので、参加をお願いします。本日教育委員会定例会、明日は、川南町青少年連絡協議会総会等が行われます。次に6月の予定となります。2日に6月議会定例会が開会します。3日は県民スポーツ祭開会式に参加します。6日、7日は一般質問が予定されています。議会閉会日は13日の予定です。22日は、町教育委員会が計画する視察訪問で唐瀬原中学校となりますので、参加をお願いします。年間計画では、この日に6月の教育委員会定例会を予定していましたが、日程が重なりましたので、28日(水)を提案したいと思います。後ほど協議をお願いします。私からは以上です。次に課長をお願いします。

○課長

1 番目、令和 5 年 5 月 1 日に町議会の新体制が決定しましたので、お知らせします。組織構成については、記載のとおりでありますので、御確認ください。

2 番目、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴う 5 月 8 日（月）移行の職場の防疫体制についてです。マスク着用については、個人・来庁者共に個人の判断とし、着用を強制しないこととしています。パーテーション、消毒液及び検温器は設置したままになります。また、コロナ流行期には、まん延防止のため、職員にマスク着用をお願いすることがあるとしています。

3 番目、新中学校建設についてです。

今年度に基本設計と実施設計に入っていましたが、町長選挙マニフェストで掲げていたとおり、「新中学校建設は、白紙に戻すこと」を東町長から指示がありました。6 月議会定例会で、令和 3 年 1 2 月議会で議決いただき、これまで根拠として進めてきた「川南町立中学校統合整備基本計画」の廃止議案を町長部局から提案することになります。

4 番目、6 月議会定例会についてです。

1 1 名の議員が一般質問を行います。教育課関係では、内藤議員、乙津議員、米田議員、三原議員、河野禎明議員、田中議員が行います。

補正予算ですが、給食費の無償化を行うための予算を上げています。給食調理場関係では、主なものとして空調機器の更新工事、建物防水塗装工事等の予算を上げています。また、文化ホール図書館複合施設の設備改修工事等の予算を計上しています。

資料に記載はしていませんが、学校強化ガラス工事についてです。ガラス飛散防止工事として、今年度、東小・山本小・多賀小 3 校の工事を行います。これで、全ての小学校の工事が完了になります。私からは以上です。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

まず、児童生徒の状況についてであります。

5 月 1 5 日現在の本町の児童生徒数は小学校 7 7 2 名、中学校 4 1 8 名、合計 1, 1 9 0 名で、4 月から人数の増減はありません。

5 月に入ってから児童生徒の生命に係る事故や問題等の報告は挙がってきておりませんが、交通事故等が 2 件ございました。事故の概要は記載のとおりです。

フロンティアルームには、現在 3 名の児童生徒が通室しております。

次に教職員の状況についてですが、5 月に入ってから交通事故や交通違反等の報告は受けておりません。

これまでの行事につきましては、お手元の資料に掲載しているとおりでございます。

今後の行事については、御覧いただいておりますとおり、6 月から学校支援訪問及び学校視察訪問が入って参ります。

その他の一つ目の丸、学校訪問の計画についてでございます。

まず、本年度の学校支援訪問につきましては、国光原中学校区になっております。教育委員の皆様には、朝 7 時 3 0 分頃から子どもたちの登校の様子を見ていただき、その

後、校長先生からの学校経営説明を聞いた後、授業参観を行っていただきます。お昼過ぎには終了になります。

次に、視察訪問であります。本年度は唐瀬原中学校区になっております。当日は、11時頃学校に来ていただき、授業参観と給食指導等の様子を御覧いただき、給食を食べていただいた後、意見交換会に参加していただくこととなります。時期が参りましたら、教育委員の皆様には、学校訪問資料とともに出席依頼文書を送付させていただきますので、詳細につきましてはそちらで御確認ください。

続きまして、二つ目の丸、校長先生方の危機管理能力の向上に資するため、校長会で別紙「校長に求められる危機管理能力『事前対応と事後対応』」について確認したところであります。内容につきましては、時間がある時に御確認ください。以上で、私からの説明を終わります。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○椎木委員

教育対策監からの報告で、中学生が自転車で帰宅途中に転倒し、怪我をしたとありましたが、自損事故になりますか。接触事故になりますか。

○教育対策監

運転を誤ったことによる自損事故になります。車、他生徒との接触による事故ではありません。

○椎木委員

わかりました。

○本多委員

自転車運転に関連して報告しておきます。先日、広域農道を歩道ではなく、右側通行をしていた生徒がいました。自動車通行の妨げとなっていましたので、指導をお願いします。

○教育長

校長会に繋いでおきます。その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第1号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第1号、専決第4号「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第1号は、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

当該職員は、〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月27日から令和5年10月26日までです。

専決第4号は、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により県費負担市町村職員の休職について内申するものです。

当該職員は、〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校任用職員の休職についてです。

期間は、令和5年7月1日から令和5年9月30日までです。

以上になります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第2号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第2号「川南町教育委員会会計年度任用職員の病気休暇について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第2号は、「川南町教育委員会会計年度任用職員の病気休暇について」川南町会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年川南町規則第32号）第14条及び第18条の規定により、病気休暇を承認するものです。

当該職員は、〇〇〇〇氏です。

期間は、令和5年5月8日から令和5年5月14日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

現在は、復帰されているということですか。

○今井係長

現在は復帰され、元気に勤められています。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第3号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第3号「川南町教育委員会職員の休職について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第3号は、「川南町教育委員会職員の休職について」地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職にするものです。

当該職員は、〇〇〇〇氏です。

期間は、令和5年5月15日から令和5年6月14日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と言う声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第7、議案第1号「就学学校指定変更申請の承諾について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「就学学校指定変更申請の承諾について」御説明します。

議案第1号は、川南町通学区域規則（平成25年川南町教育委員会規則第12号）第4条の規定に基づき申請のあった就学学校指定変更申請について承諾するものです。

申請書及び理由書は別途写しのとおりです。御確認願います。

以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○椎木委員

申請期間が短いようですが、何か理由があるのですか。

○課長

申請者は、海外に在住されている方で、この期間は現地が夏休みのため実家に帰省を

されるようです。その間、町内の学校への就学を希望されています。

○椎木委員

分かりました。もう一つ質問です。保護者の送迎は確実に出来るのですか。

○今井係長

母と祖母で確実にやることになっています。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「就学学校指定変更申請の承諾について」は、原案のとおり可決されました。日程第8、議案第2号「川南町教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案2号「川南町教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正について」御説明します。

第2条で職員の職について明記していますが、新たに主任技師を追加するものです。以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第9、議案第3号「川南町地域学校協働活動推進員設置規則の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第3号「川南町地域学校協働活動推進員設置規則の一部改正について」御説明します。

地域学校協働活動推進員設置規則第4条で任命に関することを明記していますが、現状の取り扱いに沿うよう「各学校長の推薦により」を省き、教育委員会が任命するに合わせるものです。

以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第3号「川南町地域学校協働活動推進員設置規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第10、「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があれば願います。

○課長補佐

別紙でお配りしています就学学校指定変更申請の承認及び区域外就学申請の承認について御説明します。今回の報告分は、「地理的な理由」「転居、転入等の理由」「教育上の配慮による理由」「保護者の就労その他家庭の事情の理由」と川南町通学区域規則別表第2に記載のある要件だったため、事務局で承認をしています。

議案第1号で提出した案件は、「その他の理由」であったため、委員会に諮り、承認をいただきました。

○教育長

ただいまの報告に関して、質疑はありませんか。

○川添委員

通学区域は、しっかりとした定めがあるのですか。

○課長補佐

通学区域は、道路、河川により線引きされ、指定されています。川南町通学区域規則別表第1に小中学校ごとに記載してあります。

○教育長

私からも報告します。社会教育委員の職務内容に、「教育委員会からの諮問に応じ、意見を述べること。」とあります。先日行いました川南町社会教育委員会の中で、別紙でお配りしている諮問書を提出し、記載のとおり意見を求めました。年度内には答申が出ると思いますので、定例会で報告したいと思います。

○教育長

教育委員の皆様から、何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、6月26日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、6月26日月曜日午前9時30分から定例会を行うことに決定しました。これで、令和5年第5回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和5年6月26日

川南町教育委員会 教育長 坂本 幹夫

川南町教育委員会 教育委員 高山 美津子